

工事名：新港ふ頭14号岸壁背後本体ブロック製作工事（R7）

質問内容	1. 沖縄県においては、令和7年4月より最低制限価格算出において基準が変更となりました。 那覇港管理組合発注工事の制限価格算出における基準は沖縄県に準じて変更になったのでしょうか。 ※スペースが足りない場合は、適宜、用紙を追加してください。
------	--

回答)

最低制限価格につきましては、「那覇港管理組合が発注する建設工事等に係る最低制限価格取扱要領」（令和7年5月13日施行）に基づき設定しております。那覇港管理組合ホームページ内「那覇港管理組合が発注する建設工事等に係る最低制限価格取扱要領」（URL <https://nahaport.jp/business/contract/>）をご確認ください。